金融庁　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞		各府省からの第１次回答	各府省からの第１次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
67	A 権限移譲	産業振興	経営革新等支援機関に係る認定権限の都道府県知事への移譲	中小企業等経営強化法に基づく、各主務大臣の経営革新等支援機関に係る認定権限の都道府県知事への移譲を求める。	地域を支える中小企業・小規模事業者の支援については、中小企業者等に身近な存在である都道府県が地域の実情に即して行うべきであり、経営革新支援機関の認定も同様である。 現在、経営革新等支援機関の認定権限は国、経営革新計画の認定権限は都道府県と分かれており、都道府県において、一元的に中小企業支援を行うべきである。 また、経営革新等支援機関認定の申請先が、国の出先機関（経済産業局、財務局）になっていることから、遠方の申請者にとっては移動や申請手続き が負担となっている。 【参考】 ■経営革新等支援機関 ・中小企業・小規模事業者に対して事業計画策定支援等を通じて専門性の高い支援を実施する機関	【権限移譲による効果】 国から地方へ権限が移譲されることにより、申請等窓口がより身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。 （認定機関数）（H29.2.6） 全国　　25,956機関 広島県　　1,186機関 都道府県が中小企業支援策を実施するに当たり、施策の周知・説明や意見徴収等、経営革新等支援機関を活用した施策の展開が期待できる。 また、経営革新等支援機関に対する指導・監督についても、支援機関に身近な都道府県が行うことにより、迅速かつ地域の実情に即した対応が期待できる。	中小企業等経営強化法第21条、第22条、第23条	金融庁、経済産業省	広島県、中間地方知事会、宮城県	－	－	－	－	中小企業等経営強化法に基づく各主務大臣の経営革新等支援機関に係る認定に係る権限について、都道府県知事への委譲は行わず、引き続き、国が行使することとしたい。 本提案は、全国に約385万者いる中小企業・小規模事業者等に対する支援を行う機関のレベル、質、専門分野、活動内容に、これまで機関ごと地域ごとのバラツキがあるなどの課題が存在し、中小企業等の取組を支援する体制が不十分であったため、支援の質を全国レベルで担保し事業支援を行う観点から、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第44号）によって措置されたもの。 また、自由民主党中小企業・小規模事業者政策調査会において「得意分野や技能水準の見える化により、適切な認定支援機関の可視化を進め、必要であれば更新制の導入等の制度の改正も視野に入れ、国が責任を持って信頼される支援機関の絞り込みを図るべきとの提言があったことに加え、平成28年11月以降、中小企業・小規模事業者に関する総合的・基本的な政策について審議する場である「中小企業政策審議会　中小企業経営支援分科会」において、認定経営革新等支援機関制度の今後のあり方について議論を行い、平成29年8月、小型類型を公表し、同型等では、中小企業大学校等における研修の充実等を通じた認定経営革新等支援機関の支援能力の能力向上、認定支援機関に対する更新制の導入などを、国が主体となって行うことが求められている。 そのため、国が主体となって上記取組を対応するために、申請のあった権限等については、引き続き、国が対応していく必要がある。	住民に身近な行政は地方公共団体が行うことにより、地域に多様性・自立性が生まれ、新たな成長・活性化につながるものと考える。地域を支える中小企業・小規模事業者の支援については、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に即して 行うべきである。 本提案は、都道府県が地域を支える中小企業・小規模事業者等の支援を一元的に行うことにより、中小企業等の利便性の向上及び中小企業等の成長促進を図るものであり、中小企業者等に身近な都道府県が地域の実情に応じて行えるよう、認定権限の移譲を検討いただきたい。 なお、機関ごと地域ごとのバラツキについては、全国レベルの情報を機関が地方に提供することで解消可能であり、全国レベルで支援の質が担保できると考える。	－

金融庁　平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 （平成29年12月26日閣議決定）記載内容	対応方針の措置（検討）状況			
	見解	補足資料					措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
67	－	－	【全国知事会】 都道府県知事への称號を前提として、当面「手挙げ方式」の活用も含めた検討をすべきである。		一次回答で示した理由に加えて、認定支援機関の中には、県外の中小企業者等まで広いて支援する場合や複数の都道府県を活動エリアとする機関も存在するため、申請を行った所在地において1つの認定支援機関を管理することは、実態にそぐわないと考えることから、主務大臣による経営革新等支援機関の認定に係る権限は、都道府県知事への委譲を行わず、引き続き、国が行使することとしたい。	4【金融庁】 （1）中小企業等経営強化法（平11法18） 認定経営革新等支援機関（21条）については、国、都道府県及び認定経営革新等支援機関間の連携強化を図るため、中小企業支援施策や認定経営革新等支援機関制度を活用した優良な支援事例等を発見交換する仕組みの構築について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 （関係府省：経済産業省）	検討中	平成30年度中	国、都道府県及び認定経営革新等支援機関間の連携強化を図るため、中小企業支援施策や認定経営革新等支援機関制度を活用した優良な支援事例等を発見交換する仕組みの構築について検討中。	国、都道府県及び認定経営革新等支援機関間の連携強化を図るため、中小企業支援施策や認定経営革新等支援機関制度を活用した優良な支援事例等を発見交換する仕組みの構築について検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。